

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法及びその他生活保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。))が、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>①就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ②職権による生活保護の開始若しくは変更 ③生活保護の実施 ④生活保護の申請に係る事実についての審査 ⑤生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 ⑥生活保護の停止若しくは廃止 ⑦徴収金の徴収 ⑧保護に要する費用の返還 ⑨情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供・照会</p>
③システムの名称	<p>①生活保護システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバ ④共通基盤(庁内連携システム) ⑤債権管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
①生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)※最終改正:平成28年11月28日法律第86号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第1項 別表第一の15の項 ・ 第9条第2項に基づく条例(宇都宮市個人情報に関する条例施行規則)(平成27年12月17日条例第40号) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令(以下、「主務省令」という。)で定める事務を定める命令 第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第一における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 第8条 第1号イ・第2号イ、第9条 第1号イ・第3号イ、第11条 第1号、第12条 第1号へ・第2号イ・第3号ホ、第17条 第1号、第19条 1号チ 第20条 第4号～第7号・第9号ロ、第21条 第1号ハ・第4号・第5号・第7号・第8号・第9号、第22条 第2号・第7号、第28条 第1号ハ、第32条 第1号イ・第2号イ、第33条 第3号、第35条 第1号、第39条 第1号、第44条 第1号チ、第47条 第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11項イ、第53条 第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条 第1号イ・第2号イ・第4号イ</p> <p>(※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活福祉第1課 生活福祉第2課
②所属長の役職名	生活福祉第1課長 生活福祉第2課長
6. 他の評価実施機関	

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 生活福祉第2課 電話:028-632-2469
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 生活福祉第2課 電話:028-632-2469
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

